

『地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子について』に対するパブリックコメントの結果について

『地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子』について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1 提出した市民等の数及び提出された意見の数

30人 92件

2 意見の提出期間

令和2年9月7日（月）から令和2年10月6日（火）まで

3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり

『地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子について』に対するパブリックコメントの結果について

ご意見につきましては、意見の趣旨を損なわない範囲で要約させていただいています。
また、同趣旨の意見と考えられるものは、1つにまとめさせていただいています。

No.	意見の要約	市の考え方
見直し案について		
1	<p>以前から開館日の拡大や開館時間の延長等を要望していたので、一部改正案に賛成です。運営を指定管理者（業者等）に委託する案も、職員増回避を実現するうえで重要な対応策と考えます。</p> <p>行政に係る実務運営は極力外部委託することが、益々求められています。少子高齢化の時代にあって、限りある行政予算の効率化は喫緊の課題ですが、市民サービスの向上も必要です。今回を起点として、一層の行政効率化とスリム化を図っていただきたい。</p>	<p>開館時間の延長の要望意見として、参考とさせていただきます。</p> <p>少子高齢化及び人口減少社会への対応は、ご指摘のとおり喫緊の課題であり、各自治体でも様々な取り組みが進められています。</p> <p>今後も社会状況等に注視し、市民サービスの向上と適切な図書館運営に努めていきます。</p>
2	<p>基本的に賛成します。仕事で行けないなど、本来利用する機会がない方に便利だと思う。</p> <p>ただし、利用状況などを見て定期的に見直すことを必ず行うべきだと考えます。</p>	<p>サービス内容については、定期的な見直しに努めていきます。</p> <p>また、指定管理者制度を導入する場合には、事業者の選定過程に留意し、公平かつ透明性の確保に努めるほか、サービスの実施に関しては、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか毎年モニタリングによる評価を行います。</p> <p>また、指定管理者による運営ができない場合には、市が指定管理者に代わり、図書館を運営できるよう条例に規定します。</p>

3	<p>大学生で、授業の時間も長く帰るころには、図書館は閉館してしまっていました。今回の条例は私のような学生にとっても深い学びへの後押しとなり、非常にありがたいです。多くの市民にとってもプラスになると考えます。</p>	<p>開館時間の延長の要望意見として、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>現体制で開館日を増やしたり、夜間開館ができないのであれば、指定管理者制度を導入してまで行う必要はありません。 (同様の趣旨の意見 他1件)</p>	<p>見直し内容については、利用者それぞれの図書館との関わりにより、判断も異なるものと考えます。 開館日等の拡大を望む方の声もいただいていますので、参考とさせていただきます。</p>
5	<p>相互利用で他市の図書館で借りることができます。今のままでも問題ありません。</p>	<p>隣接市との相互利用については、双方にメリットがあり均衡が保てることが前提になります。相互利用の観点からも、開館日等の基本的サービスの条件は、隣接市との差を改善しておく必要があると考えます。 また、開館日等の拡大を望む方の声もいただいています。</p>
6	<p>現行通りの開館日等でも隣接市とそれほど差があるとは思えませんし、導入後の開館日等も少し増えるだけで、それほど市民としてメリットがあるとは感じられません。</p>	<p>今回の見直しは、地区館の運営に係る経費をベースにサービスの拡大を図ることから限られた内容となり、開館日等の拡大が最大のメリットになります。 その他としては、現在両地区館は、毎週中央館から複数の職員を交代で応援派遣して運営している状況です。新型コロナウイルスに、もし地区館で感染者が出た場合には、中央館にも感染者や濃厚接触者が出る可能性が高くなりますが、そのリスクを抑えることにもなります。また、行事等に対する指定管理者からの提案が期待できることや異なる事業者が入ることにより、中央館においても窓口対応等に意識改革が芽生えることなどが考えられます。</p>
7	<p>民間活用による開館時間の延長を大変嬉しく思います。今後も更に多くの図書館に採用されていくことを願っています。</p>	<p>開館時間の延長の要望意見として、参考とさせていただきます。</p>

8	<p>祝日開館の翌日を振替休館とするのでは開館日の増とはならず、開館日増を目玉に指定管理者制度を導入するには設定目標があまりにも低すぎます。</p>	<p>平日と日曜日との比較では、利用者数が1.3倍程度違いますので、祝日開館についても効果はあると考えています。また、祝日の振替えについては、5月の連休のように祝日が続く場合には、振替休日数が減り多少ですが開館日数が増えます。</p>
9	<p>東大和は勉強できる空間がなくて受験の時に困ったので、使いやすくなればいいと思います。放課後帰ってきてからでは閉まっていたりもしたので、時間の延長にも賛成です。</p>	<p>開館時間の延長の要望意見として、参考とさせていただきます。 また、小・中学校の長期休業期間に、中央館は、会議室を自習スペースとして開放する事業を試行しています。地区館には自習スペースを設けるスペースがなく、現在の中央館における試行を継続していきたいと考えています。</p>
10	<p>新型コロナウイルスの影響で、オンラインという比較的難しい環境下で勉強に取り組んでいます。いかに充実した勉強環境を、狭い行動範囲の中で作っていくかが非常に重要です。 「地区図書館の開館日等のサービス拡大」が推進され、地元で充実した勉強環境を作ることができれば、多くの大学生がより勉強に取り組むことができるようになって考えています。</p>	<p>開館日等の拡大に対する要望意見として、参考とさせていただきます。 今後も新型コロナウイルス等への対応やサービスの改善に向けた検討が必要であると考えています。</p>
11	<p>平日大学が終わってからでは閉館していて苦勞したので、サービス拡大は是非ともやっていただきたいです。 併せて、図書館司書の方の給与アップなどの待遇向上にも取り組んでいただきたいです。</p>	<p>開館日等の拡大に対する要望意見として、参考とさせていただきます。 なお、市においては、令和2年度から新たに会計年度任用職員制度が導入され、条件を満たす会計年度任用職員には一時金の支給等が認められるなどの改善が図られています。</p>
12	<p>清原図書館の休館日が週1日になること、祝日が開館することは良いと思います。現状仕事の休みが合わないとても使いづらいときがあります。 閉館時間も平日1日でも19時くらいまでの日があると良いと思います。予約の本を一週間以内に取りに行けないときがあるので、仕事帰りに寄れる日が欲しいです。</p>	<p>清原図書館の夜間開館等については、今後の課題とさせていただきます。</p>

13	<p>開館日や開館時間の拡大については、利用者としてありがたいのですが、指定管理者制度の導入については残念です。</p> <p>導入するのであれば、「導入方法や業者の選定については慎重に検討していただき、質が低下していないか、適切なサービスが提供されているかを常に確認する」「問題がある場合は、直営に戻せるようにする」等をお願いいたします。</p>	<p>指定管理者制度を導入する場合には、事業者の選定過程に留意し、公平かつ透明性の確保に努めます。また、サービスの実施に関し、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか毎年モニタリングによる評価を行います。</p> <p>また、指定管理者による運営ができない場合には、市が指定管理者に代わり、図書館を運営できるよう条例に規定します。</p>
<p>公立図書館の役割について</p>		
14	<p>図書館の業務は市の文化の中心であるべきで、短期的な視点ではなしえない業務であり、職員の身分の安定が前提とならねばならない。</p> <p>市の文献の収集・保存・管理は、地域館・中央館が総体的に取り組むべき課題である。地域館が民営化されることは、それらの業務において手足をもがれることになりかねない。</p>	<p>職員の身分については、現状においても市の人事制度や会計年度任用職員制度の仕組みの中で対応しており、正規職員は一定期間ごとに市役所の他部署間で定期人事異動の対象になっています。会計年度任用職員は制度上、年度ごとに契約を締結することになっています。</p> <p>文献資料、特に地域資料の収集・保存・管理については、中央館を中心にこれまでどおり実施していきます。</p> <p>地区館に指定管理者制度を導入した際には、選書、除籍については、中央館を中心に行い、決定及び処理をしていきますが、具体的な作業分担は業務マニュアルを作成し、連携がとれるよう準備していきます。</p>
15	<p>導入は、全国的には18%、多摩地域では1/4程度の自治体にすぎない。「他市もやっている」からというあいまいな理由で、導入する東大和市の姿勢は、憲法に保障されている「市民の知る権利を守る」という公立図書館の役割をどのように考えているのか、改めて問い直したいと思います。</p>	<p>平成17年(2005年)当時の社会教育調査では、図書館への指定管理者制度の導入率は、全国平均で1.8%程度であったとされており、また令和2年3月27日公表の平成31年(2019年)4月1日現在の総務省調査の結果では、市町村の導入率は全国平均で19.4%とされています。</p> <p>そして、指定管理者制度の導入の判断は、平成17年当時から現在においても「各自治体の判断」とされています。</p> <p>判断にあたっては、「東大和市立図書館条例の一部改正の背景及び基本的な考え方」でお示ししたとおり、平成28年10月から具体的な検討をしてきた結果に基づくものであり、導入に対する不安要素の排除にも最大限努めています。また、市長は、これまでの議会の中で、選書とレファレンスを重要視する旨の答弁をしていますので、中央館に図書館業務の主要な役割</p>

		を残した見直し内容となっています。 そして、導入の手続き等についても、関係法令及び総務省の通達等に留意して進めていきますので、「市民の知る権利を守る」という役割についても、これまで同様に果たして行けるものと考えています。
16	図書館は市民の知る権利を保障する機関、民主主義のもととなる機関だと思っています。市が責任を持って運営するべきだと思います。市民に責任をもつことが課せられている公務員だからです。市民の民主主義の保障に予算をつかうべきだと思います。 (同様の趣旨の意見 他1件)	地区館の運営が指定管理者になった場合でも、公立図書館として市の責任は存在します。そのため、条例への規定や協定書を締結し、指定管理者に対しても適切な運営を求めていきます。
見直し案における検討方法等について		
17	図書館のさらなる努力と工夫を望み、市当局にはより一層の財政的な手当てを求めたい。 (同様の趣旨の意見 他2件)	様々なご意見があることは承知していますが、開館日等のサービス拡大を図るとともに社会状況等の変化に対応するため、検討してきた結果によるものです。 今回の見直し内容をはじめのところから再検討するのは、人的にも、時間的にも、財政的にも困難であると考えます。
18	費用対効果、市民の利便性のうえからも、市の中心にあり、施設規模も蔵書数も地区図書館に比べて格段に大きい中央図書館から取り組むのが順当ではないでしょうか。地区図書館の祝日開館を優先する理由を改めてお尋ねしたいと思います。	答申では、全館の祝日開館を提案されましたが、全館直営の場合には、すでに中央館の業務や人的負担が大きいことから、中央館の祝日開館についてはこれ以上の負担増は困難であると判断しました。 そのため、地区館の指定管理者による運営を踏まえ、その後の状況を見たいうで、改めて中央館の祝日開館を検討したいと考えています。
19	図書館は協議会答申を受けて館内見直しを行い「検討結果」を2020年2月に出したが、内部職員による提案を「問題を正確にとらえていないカン違い、間違っただけ」と退け、正規職員1人分の削減案も提案できなかったことを根拠に、現行体制下で見直しは出来ないと結論づけていたが、この検討自体が部外	検討では、直営でできる方法は見い出せず、図書館協議会に「直営では困難」と判断していることだけをお伝えしたことがありました。その際に、検討経過の資料の提示と説明を求められましたので、館内で出された提案とその提案が採用できなかった理由をお示し、報告させていただきました。 今回の見直しの対象は地区館としていますが、地区館の運営は現状にお

	<p>者には理解不能であり、検討結果の正当性に疑義がある。</p> <p>市民の希望に応えるという意識がなければ市の図書館とは言えない。この観点が見落としており、本件は人員削減を目的とした市民サービス切り捨てであることが明白である。</p> <p>内部の担当職員だけでなく、広く市民も含めた図書館サービスの在り方に関わる検討機関を設けて議論すべきであり、拙速・安易に指定管理者導入の条例改定は行うべきではない。</p>	<p>いても中央館からの職員派遣により成り立っており、中央館も含めた職員の業務実態調査の結果や各館で抱える問題点等も洗い出して検討をしました。中央館に余剰人員がいるわけではなく、毎週定期的に応援職員を出すことで、応援職員は自らの業務の他に地区館の業務も習得しなければならず、さらに緊急時の対応までも負うことになり、各人の本来業務の遂行にも支障が出ている状況です。</p> <p>市民の皆様からご提案をいただくこともありましたが、バックヤードを含む図書館業務の内容や市の人事制度、事務処理のルールなどを理解していただける状況になく、採用することはできませんでした。</p>
20	<p>指定管理者制度の導入検討の手法に問題があり、また、実施されれば図書館サービスの実質が低下する恐れがある。これらのことから、1) 策定計画を白紙に戻すこと、2) 再検討にあたっては、地方自治法第244条の指定管理に関する規定及び総務省の指定管理にかかわる通達等に留意し、他の導入自治体のサービスが向上したのかの客観的な実態把握に基づいて検討すること、を求める。</p>	<p>検討手法については、各自治体のルールや考え方等により進められているものと認識しています。</p> <p>当市では、平成28年10月から具体的な検討を始めましたが、これまでの間に教育委員会、図書館協議会に説明し、意見等を伺い、実質的な審議等をいただいておりますので、これまでの検討方法については、問題はないものと考えています。</p>
21	<p>教育委員会の指定管理者制度導入の決定を教育長が決定し、教育委員会には報告にとどめて、実質的な教育委員会審議をおこなわせなかった。図書館協議会に諮問し意見を聞くことが必要であるにもかかわらず、地区館の開館日、開館時間の拡大については諮問したが、それと一体として計画してきた指定管理については諮問から外して意見を聞こうとしなかった。</p> <p>これらの機関から反対が出るのを避けるために意図的にこのような不作為を行うのは市民への背信行為ととられかねない。手続きを戻すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(同様の趣旨の意見 他1件)</p>	<p>会議の持ち方については、市や担当課の考え方、過去の事例等に倣った取扱いをしています。</p> <p>今回の見直しの事務にあたっては、まず地域の実情等に見合った開館日等のサービス内容を実現するために、直営の場合と指定管理者制度を導入した場合についての図書館における検討結果を教育委員会へ報告しています。教育委員会への諮り方については、今回の見直しの事務は、さらに今後条例規則の一部改正案として教育委員会へ付議する必要があることから、これらは一連の事務の途中段階であると判断し、過去の事例に倣った取扱いとしました。</p> <p>なお、教育委員会では、各教育委員から意見や質疑も様々ないただき、制度導入のための事務的な準備の段階に進むことに対する了承をいただいております。</p>

		<p>また、図書館協議会への諮問については、地区館の開館日等の拡大を図るために、その手段として市長から指定管理者制度の導入について検討するよう依頼があったもので、主目的は開館日等を拡大することであり、そのためには、まず社会状況や地域の実情等に見合った内容を把握する必要があることから、そのことについて諮問したものです。そして、諮問の理由として、市長から制度導入の検討依頼があったことも明記しており、実質的にも図書館協議会においても制度導入に関する議論が多くを占めました。</p> <p>そのため、これまでの検討方法に問題はないものと考えています。</p>
22	<p>今回予定している僅かな増加は、欠員補充をすれば可能なはずであり、市全体の財政力からすれば、やろうと思えばできることである。なぜ人員を配置しないのですか。中央図書館に、臨時とはいえ長期にわたり係長が増配置されていたのですから。</p>	<p>現在両地区館は、中央館から正規職員及び複数の会計年度任用職員を毎週交代で応援派遣して運営が成り立っています。この状況は改善し、各館独立した人員体制にする必要があると考えています。なお、現在の欠員は中央館に必要な人員であり、地区館に対しては増員扱いとなります。</p> <p>計画担当主査の配属期間は決まっていますが、担当主査の配属期間は短期の場合が多く、図書館運営の人員に見込むことはできないと考えています。</p>
23	<p>開館日、開館時間の拡大の全部ではなく一部ならば、直営で出来るのではありませんか。あるいは開館時間の拡大ではなくてシフトする方法もあると思います。市民の知恵も借りるなど、直営で出来ることに知恵を出そうとはせず、なぜ指定管理者制度導入に拘るのですか。</p>	<p>社会状況や地域の実情に見合うよう、図書館において、答申、利用者アンケート、利用状況、市民要望、近隣市の状況等を参考に、総合的に判断して、最低限度の見直しをする必要があると考えています。</p> <p>これまでの検討には相当の期間を要し、この間に多くの正規職員が異動しており、ベテラン職員もあと数年で退職を迎える状況となっています。こうしたことから、制度導入後の指定管理者との調整期間を考えますと、これ以上検討に時間を費やす余裕はないものと考えています。</p> <p>市民の皆様からご提案をいただくこともありましたが、バックヤードを含む図書館業務の内容や市の人事制度、事務処理のルールなどを理解していただくことも難しく、採用することはできませんでした。</p>

24	<p>財政はあるのではないですか。図書館で働く方に正規の職員を増やし、内容の充実を図ってほしい。そうすれば利用者サービスは向上するでしょう。</p>	<p>様々なご意見があることは承知していますが、開館日等のサービス拡大を図るとともに社会状況等の変化に対応するため、検討してきた結果によるものです。</p> <p>今回の見直し内容をはじめのところから再検討するのは、人的にも、時間的にも、財政的にも困難であると考えます。</p>
<p>答申・利用者アンケートについて</p>		
25	<p>利用者アンケートや図書館協議会からの答申（平成30年2月15日）においても指摘されているが、これに対する市の回答が公開されているのか？市立図書館を愛する利用者が望む、あるべき公立図書館の姿をまず明確にした上での再検討を望む。</p>	<p>利用者アンケートの集計結果については、現在は各図書館において閲覧資料の中でご確認いただけます。答申に対する図書館からの見解書等は出していません。</p> <p>諮問については、答申をもって完結した形になりますが、その後も答申を受けて直営による運営が可能かどうかを検討してきましたので、図書館協議会開催の際には「その他報告事項」の扱いで図書館の検討状況について説明し、質疑にもお答えしてきました。それらの内容については、館内閲覧資料でご確認いただけます。</p> <p>また、当市では、これまでどおり中央館は中核の図書館となり、地区館は中央館を補完する地域の身近な図書館としての役割を担います。</p>
26	<p>2016年10月、図書館長は図書館協議会地区館の開館時間等の見直しについて諮問をし、協議会は2018年2月、「開館日等の見直しは「直営」を前提に行うべき」との答申を出している。また、2016年12月、図書館は本件に関する利用者アンケートを行った。指定管理者導入に関する項目への自由回答の9割以上が導入に反対乃至疑問を表明している。</p> <p>このことを全く無視している。</p> <p style="text-align: center;">(同様の趣旨の意見 他4件)</p>	<p>図書館協議会に対しては、開館日等を社会状況や地域の実情に見合った見直し内容にするために諮問をしました。答申では、具体的な内容については、図書館の総合的な判断に委ねられましたので、図書館において、答申、利用者アンケート、市民要望、利用状況等を勘案し、最低限必要と思われる見直し案を立て、直営による見直しが可能かどうかを約2年間かけて実務面の試行等を行いながら検討してきました。結果としては、直営による実現は難しいという判断になりましたが、その他の答申内容については、地区館を地域の状況に合わせた開館日、開館時間にする事や各館の休館日をずらして利便性を高めるなど、可能な限り答申の内容の尊重に努めてきました。</p>

		<p>利用者アンケートについては、2,179人の方から回答をいただきました。選択式の回答項目の他に自由意見では、開館日等の拡大を求めのご意見も多数いただく一方、指定管理者制度導入に賛成の方が6人、反対の方は不安や慎重意見の方も含め97人となりました。</p> <p>今回、これまでの検討を踏まえ具体的な見直し案の内容がまとまりましたので、改めて広く市民の皆様にご意見を伺わせていただきました。</p>
27	<p>「直営の体制を維持したまま、優先順位をつけ、可能な課題から見直しをおこなうこと」「指定管理者制度については、すでに導入している自治体でも問題が生じているところが少なからずあること」「導入のメリットが明らかでないこと」などから、指定管理者制度の導入については性急な判断を避けるべき、との答申が提出されています。</p> <p>利用収入の増加による利益増大が不可能な図書館事業に、営利目的の企業がなぜ参入できるのか、「コストカット」しか考えられず、サービス水準の低下が危惧されます。「指定管理者制度の導入ありき」ではなく、協議会の答申に沿って慎重にことを運ぶべきと考えます。</p>	<p>優先順位としては、見直し案に掲げている清原図書館の休館日を週1回とすること、桜が丘図書館の夜間開館を週2日実施すること、祝日を開館することの3点を最低限の内容としました。次の順位としては、清原図書館の開館時間の拡大や中央館の開館日の拡大などが挙げられます。メリットについては、限られた予算等の中で、開館日等の拡大が図れること、現在両地区館に毎週中央館から複数の職員を交代で応援派遣している変則運営を解消でき、新型コロナウイルス等感染症対策としても有効であること、行事等に対する指定管理者からの提案が期待できること、異なる事業体が入ることにより、中央館においても窓口対応等に意識改革が芽生えることなどです。</p> <p>また、指定管理者制度の導入については、答申から約2年間をかけて検討してきており、令和2年度からは、事務手続きについても庁内に検討部会を設けて検討するなど、答申の付帯意見にありました性急な判断とならないよう慎重に対応しています。</p> <p>収益事業以外の民間事業者の参入については、窓口業務、館内清掃業務等様々ありますが、収益性がないことをもってサービス水準が低下するとは考えていません。</p> <p>市では、指定管理者制度を導入する場合には、事業者の選定過程に留意し、公平かつ透明性の確保に努めます。また、サービスの実施に関し、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか毎年モニタリングによる評価を行います。その際、業務実績については、モニタリング評価の対象になるものと考えています。</p>

28	<p>地区館への指定管理者制度導入の検討は、市長からの検討依頼により行われたもので、図書館部門から提案されたものではない。また、市長は、開館日、開館時間の見直しの検討は依頼していないにも係わらず、図書館長は、図書館協議会には「地区図書館の開館日及び開館時間の見直しについて」のみ諮問した。今回、開館日、開館時間の(僅かな)拡大をするために、指定管理者制度導入が必要との市民説明をするのは、こうした経緯からしても不自然さがある。</p> <p>指定管理者制度の導入を、与えられた前提として検討してきたとしか思えない。納得のいく説明をお願いしたい。</p>	<p>当市の場合には、開館日等が近隣市に比べかなり少なく、市民等からも拡大の要望が寄せられていました。</p> <p>これらを改善する方法として、市の公の施設の管理運営のあり方検討委員会の検討結果の報告を受けた市長から、平成28年8月に教育委員会教育長宛てに地区館への制度導入の検討依頼がありました。</p> <p>それを機に図書館では、主目的である開館日等の拡大を検討するため、まず目標とすべき見直し内容を定めることにしました。これまでも中央館の夜間開館や桜が丘図書館の月曜開館などの拡大はしてきましたが、今回は抜本的な見直しが必要であると考え、図書館協議会に「地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて」の諮問をしました。その際理由として、市民等からの要望が寄せられていること、及び市長からの指定管理者制度導入の検討依頼があることを明示しました。</p> <p>図書館協議会における実質的な会議内容は、ほとんど指定管理者制度に関するものであり、答申の内容も、直営(現体制)を維持した中での見直しが求められるものとなりました。そして、諮問で求めています「社会状況及び地域の実情に見合った見直しの内容」については、図書館の総合的な判断に委ねられることになりました。</p> <p>答申後、図書館では最低限必要な見直し案の設定とそれを直営で実現するための検討に約2年をかけてきました。また、その作業と並行して、市長から依頼のあった指定管理者制度の導入の検討について、回答するための検討をしてきました。</p> <p>そして、それらの検討結果を踏まえ、現状に至っています。</p>
29	<p>今回の条例改正の骨子は、図書館協議会の答申の趣旨に反するものです。その後の図書館協議会への説明ぶりを傍聴しても、答申の趣旨に沿って誠実に検討してきたとは思えません。指定管理者制度導入ありきで時間をかけてきたとしか思えません。答申の表現を歪曲して解釈し、答申の趣旨に反しないと強弁すべきでもありません。図書館協議会答申と今回の条例改正との関係について説明して頂きたい。</p>	<p>答申では、図書館の運営方法については、「直営」という意見でしたので、開館日等の見直しだけであれば規則改正のみで、条例改正は特に必要ないと考えます。</p> <p>ただし、開館日及び開館時間等の見直し内容については、諮問で「社会状況及び地域の実情に見合った内容にするため」として、ご意見を伺っており、答申でも何点が触れられています。</p> <p>指定管理者制度の導入にあたっては、条例に指定の手続き等を規定する</p>

		<p>必要があり、そのために条例の一部改正を行うものです。また今回は、開館日及び開館時間についても条例に定めることにしているため、今回お示した骨子では、答申の内容についても一部反映したものとなっています。</p>
<p>指定管理者制度の導入について</p>		
30	<p>市内在住のシングルマザーや自宅介護者・高齢者の雇用確保にも貢献し、民間のアイデアや管理手法により、より市民フレンドリーな運営の実現が期待されます。</p>	<p>今回の見直し案は、その場で働く職員にとって午後5時で終業となることは、ご指摘のとおり時間的に制約のある方などにとっては非常に働きやすい環境ではないかと考えます。</p> <p>民間活力の導入による指定管理者からの提案にも期待したいと思います。</p>
31	<p>指定管理者制度の導入に係る業務管理マニュアルや従事者研修など、十分な環境整備も必要です。</p> <p>また、業務範囲と権限を明示し、権限の乱用・逸脱を防止する、と共にクレーム・不満発生時の職員との連携体制を規定しておくことも大切です。</p> <p>併せて運営状況の定期点検（適切性監査）、指定管理者からの業務報告（月1回と年度報告）、中央図書館との定例会議（意見交換、課題共有化、問題点の抽出と解決策の協議など）、来館者要望の吸い上げによるサービスの向上など、適切な図書館運営を実施し、文化的市民生活のレベルアップに繋げてほしい。</p>	<p>制度を導入した場合には、条例に必要事項を規定し、協定書、仕様書、業務マニュアル等に基づき、運営状況の確認と評価を行います。</p> <p>また、職員研修の実施状況の確認を行い、中央館との定期会議や市民要望の把握なども行っていくことにしています。</p>
32	<p>指定管理者制度の導入は、図書館運営の根幹に関わる根本的な事柄です。対して求められた見直し理由は、些細な事柄といえます。些細な事柄を根本的な事例につなげる行為は間違いで、本末転倒です。</p> <p>改善が現体制では財政的に難しいのであれば、時間拡大は諦めて現行通りとする判断をすればよいだけのことです。</p> <p>デジタル技術の向上によって業務の省力化が進めば、財政的な余裕が生まれ、サービスの向上に向けることが出来ます。民</p>	<p>見直し内容については、地域の実情等に見合うものとなるよう、図書館において、答申、利用者アンケート、利用状況、市民要望、近隣市の状況等を参考に、総合的に勘案して、最低限度の見直し内容を示したものとなります。</p> <p>また、現在両地区館の運営は中央館からの応援職員の派遣で成り立っており、指定管理者制度の導入は、こうした変則的な組織体制の解消にも有効であると考えています。</p> <p>また、デジタル技術の向上は日進月歩であり、どの時点で運営を見直すかは難しい判断となります。検討に関わってきたベテラン職員もあと数年</p>

	<p>間委託を一旦行ってしまうと、省力化を主体的に行うことは難しくなります。仮に民間側が省力化を行ってもその果実は民間側の収益となってしまいます。些細な改善のために安易な図書館条例の改正は行うべきではありません。</p>	<p>で退職を迎える状況となっているため、制度導入後の指定管理者との調整期間の必要性を考えますと、時間的な余裕はないものと考えています。</p>
33	<p>「公立図書館に指定管理者制度はなじまない」という文科省の発言をどうとらえているのか教えていただきたい。</p> <p>転居する際、「東大和の図書館はとても充実している」という情報を得ていたが、はたしてレファレンスはすばらしく、文庫との連携も充実していた。</p> <p>この状態が継続できるのか。ただの貸し本屋になってしまわないか。それが不安で仕方がない。</p>	<p>文部科学省の発言は、指定管理者の指定期間が5年程度と短期のため、職員研修や後継者の育成等の観点から長期的視野に立った運営を必要とする図書館にはなじまないというお考えからの発言であると認識しています。そのため、市では指定期間の更新時に再指定を妨げないことや、指定管理者における職員研修の実施等について確認をしていく考えです。</p> <p>中央館の職員は、リクエスト担当、レファレンス担当、児童担当のように図書館業務を分担して事務処理をしています。しかし、地区館の職員は少人数のため、図書館業務を広く浅く担うこととなります。そのため、詳しい内容についてのお問い合わせは、これまでどおり中央館の担当者が対応したいと考えています。</p> <p>また、地区館との連携については、協力体制の維持に努めていきます。</p>
34	<p>図書館に指定管理者制度を導入することの弊害は日本図書館協会はじめ各団体から意見が出されています。図書館協議会も反対の答申を出しています。</p> <p>もう一度きちんと考え直すべきと考えます。</p>	<p>様々なご意見があることは承知していますが、開館日等のサービス拡大を図るとともに社会状況等の変化に対応するため、検討してきた結果によるものです。</p> <p>今回の見直し内容をはじめのところから再検討するのは、人的にも、時間的にも、財政的にも困難であると考えます。</p>
35	<p>総務省や文部科学省も、公立図書館に指定管理者制度はなじまないといっており、他の事例で多くの問題点が指摘されているにもかかわらず、市立図書館に制度を導入することは、全く理解できません。</p> <p>図書館に指定管理者制度を導入している比率はとても少ないです。多摩地域においては、26市の内6市だけしか導入していません。広く見れば、直営に戻す団体もあるほどです。当市が導入を急がなければいけない理由はありません。</p> <p>(同様の趣旨の意見 他2件)</p>	<p>平成20年と23年に大臣発言がありましたが、その後も制度改正等もなく、指定管理者制度の導入については各自治体の判断に委ねられています。全国的に指定件数も毎年増加しており、さらに多摩地域においては、継続した指定が行われていると認識しています。</p> <p>判断にあたっては、「東大和市立図書館条例の一部改正の背景及び基本的な考え方」でお示ししたとおり、平成28年10月から具体的な検討をしてきた結果に基づくものであり、導入に対する不安要素の排除にも最大限努めるとともに、市長は、これまでの議会の中で、選書とレファレンスを重要視する旨の答弁をしていますので、中央館に図書館業務の主要な役割を残</p>

		<p>した見直し内容となっています。</p> <p>また、他の事例では、市町村合併に伴う場合など指定管理者制度だけの問題ではない部分も多く、また、指定管理者の運営内容については、改善も進められているものと思われます。</p> <p>様々なご意見があることは承知していますが、開館日等のサービス拡大を図るとともに社会状況等の変化に対応するため、指定管理者制度の導入を検討してきた結果をお示ししたものです。</p> <p>これまで当市の図書館を支え、今回の見直しの検討に関わってきたベテラン職員もあと数年で退職を迎える状況となっています。</p> <p>制度導入後の指定管理者との調整期間を考えますと、これ以上検討に時間を費やす余裕はないものと考えています。</p>
36	<p>僅かな増加を理由として、努力により市民に愛され、信頼されてきた直営体制を止めて、指定管理者制度(民間運営)へと切り替えるのは、本末転倒である。</p> <p>お話会など市民がボランティアとして関わり、市民みんなで大切に利用している運営のやり方を壊すことにも繋がる。</p>	<p>見直し内容については、利用者それぞれの図書館との関わりにより、判断も異なるものと考えます。</p> <p>見直し内容については、社会状況や地域の実情に見合うものとなるよう、図書館において、答申、利用者アンケート、利用状況、市民要望、近隣市の状況等を参考に、総合的に勘案して、最低限度の見直し内容をお示ししたものであります。</p> <p>また、直営での運営は、現状においても両地区館は中央館からの応援職員の派遣で成り立っており、指定管理者制度の導入は、こうした変則的な組織体制を解消する手段としても有効であると考えています。</p> <p>ボランティアの方との協力関係については、市としましてもこれまで同様のお付き合いをお願いしたいと考えており、指定管理者にも地域との協力について求めています。</p>
37	<p>パブリックコメントの案件が「指定管理者制度の導入について」ではなく、決定した後の条例改正についてであったことを残念に思いました。</p> <p>図書館協議会の答申や市民アンケートの結果をないがしろにした進め方には不信感が募るばかりです。</p>	<p>図書館協議会に対しては、開館日等を社会状況や地域の実情に見合った見直し内容にするために諮問をしました。答申では、具体的な内容については、図書館の総合的な判断に委ねられましたので、図書館において、答申、利用者アンケート、市民要望、利用状況等を勘案し、最低限必要と思われる見直し案を立て、直営による見直しが可能かどうかを約2年間かけて実務</p>

	<p>指定管理者制度の導入には反対します。</p> <p>図書館にそぐわない制度であることはいくつもの例が明らかにしています。</p> <p>文化施設の価値を損なう危険は冒さないでいただきたい。</p>	<p>面の試行等を行いながら検討してきました。結果としては、直営による実現は難しいという判断になりましたが、その他の答申内容については、地区館での運営を地域の状況に合わせた開館日、開館時間にすることや各館の休館日をずらして利便性を高めるなど、可能な限り答申の内容の尊重に努めてきました。</p> <p>利用者アンケートについては、2,179人の方から回答をいただきました。選択式の回答項目の他に自由意見では、開館日等の拡大を求めのご意見も多数いただく一方、指定管理者制度導入に賛成の方が6人、反対の方は不安や慎重意見の方も含め97人となりました。</p> <p>平成20年と23年に大臣発言がありましたが、その後も制度改正等もなく指定管理者制度の導入は各自治体の判断に委ねられています。</p> <p>全国的に指定件数も毎年増加しており、さらに多摩地域においては、継続した指定が行われていると認識しています。</p> <p>様々なご意見があることは承知していますが、開館日等のサービス拡大を図るとともに社会状況等の変化に対応するため、指定管理者制度の導入を検討してきた結果によるものです。</p>
38	<p>他市の状況を見たり、学習会に参加して話を聞く機会も多くなりました。その中で、「職員の質が落ちたと感じた」「民間委託は利益を出すために人件費を削減する傾向が強まり、スタッフの質的向上が難しい」「教育機関や生涯学習の拠点としての取り組みが弱い」等の声もあると聞いています。中には、本の選定・配架等にも非常に問題有りな業者もあるとのこと。すべての業者、すべてのスタッフに問題があるというわけではないのですが、基本的には「文化の中心である図書館は民間委託にはなじまない」のではと考えています。</p>	<p>市立図書館においても、新任の職員は不慣れな場合もあり、指定管理者であることをもって職員の資質の判断をすることはできないと考えます。</p> <p>指定管理者制度への移行直後や人事異動で新しい職員を迎えたような場合には、業務に戸惑いが生じる可能性もありますが、中央館と連携し対応していくことになると考えています。</p>

民間事業者について		
39	<p>指定管理者が短期に替わったり、経営困難に陥ることはないのでしょうか。</p>	<p>期間は別としまして、指定管理者から直営に戻した例としては、市町村合併に伴う例、対象施設の拡大や建替えにより規模が拡大し指定管理者が請け負い切れなくなった例、その他首長交代に伴う政策変更による例などがあります。</p> <p>また、経営困難に陥ることについては、公社運営により指定管理が行われていた自治体で、直営に戻した事例があります。</p> <p>指定管理者の選定においては、経営状況についても評価の対象としていきたいと考えています。</p>
40	<p>働いている方が幸福そうには見えません。</p> <p>指定管理者制度導入は、結局は安い賃金で不安定な雇用契約で働く人を増やすことになります。</p> <p>利用する側も楽しくありません。</p>	<p>指定管理者制度導入に反対の意見として、参考とさせていただきます。</p>
41	<p>市内の図書館のネットワークはどうなるのか、そこで働く方たちが低賃金で、不安定な身分のままに置かれることはないのか等不安です。</p>	<p>ネットワークは現状と大きな変更はなく、中央館は、図書館業務の中心的な役割を担い、地区館は地域の身近な図書館としての役割を担います。</p> <p>資料の貸出、返却、予約などの取り扱い方法も変更はしない予定です。</p> <p>指定管理者の雇用条件については、市から要求を出すことはできませんが、法に基づく雇用改善もあり、賃金改定や研修制度等も進んでいると伺っています。</p>
42	<p>「現体制（直営）での見直しについては困難であり、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用すれば可能であると判断した」とありますが、その根拠は何ですか？「民間のノウハウ」とはどのようなものでしょう。</p> <p>(同様の趣旨の意見 他1件)</p>	<p>近隣市において実際に継続的に運営されていることから、民間による運営は可能であると考えています。</p> <p>ノウハウは知的財産の一つですが、地区館を運営するための情報量や技術力のほか、人員確保に関わる能力等も含めて考えています。</p>

43	<p>利益を追求する企業が運営することにもなり、懸念が残ります。また、そこで働く人の労働環境が守られるのかという心配もあると思います。</p>	<p>収益事業以外の民間事業者の参入については、窓口業務、清掃業務等様々ありますが、収益性がないことをもってサービス水準が低下するとは考えていません。</p> <p>なお、業務実績については、毎年実施する指定管理者に対するモニタリング時の評価の対象になります。</p> <p>また、事業者による雇用改善は進んでいると伺っています。</p>
<p>指定管理者制度導入等の理由がわからない</p>		
44	<p>東大和市の図書館の開館日・開館時間は近隣他市と比べ圧倒的に少ない。市民からそのような要望が出るのは当然のことといえる。指定管理者制度の妥当性はおくとしても、そのことで得られる成果があまりにも貧弱な成果である。</p> <p>近隣3市は直営のまま同程度、あるいはそれ以上のサービスができて東大和市ではできない理由を明確にすべきである。</p>	<p>地区館の運営に係る経費を元にサービスの拡大を図ることから、開館日等の見直し内容は、今回の提案した内容までになると考えています。ただし、公募型プロポーザル方式による指定管理者の選定を予定しているので、指定管理者から提案があれば拡大できる可能性があります。</p> <p>また、現在中央館から地区館へ毎週正規職員と複数の図書館業務員を応援派遣していますが、この変則勤務の解消が図れることは、新型コロナウイルス等感染症対策として、職員間の感染防止の観点からも非常に大きな成果になると考えています。例えば、現状では地区館で感染者が発生した場合に、応援職員間にも感染し、当該地区館だけではなく、中央館も閉館しなければならない可能性があります。その心配がかなり少なくなります。</p> <p>自治体により図書館も様々な運営方法が執られています。中央図書館を持たない自治体、全館指定管理としている自治体、カウンター業務を委託している自治体、自動貸出機を設置している自治体など様々です。</p> <p>現体制での見直しが困難としたことについては、社会状況及び地域の実情等を勘案して設定した内容を、図書館において実務面の試行等を行いながら検討してきた結果によるものです。</p>
45	<p>「現体制（直営）での見直しについては困難」とした理由が明らかになっていない。</p>	<p>現体制での見直しが困難としたことについては、社会状況及び地域の実情等を勘案して設定した内容を、図書館において実務面の試行等を行いながら検討してきた結果によるものです。</p>
46	<p>東大和市は指定管理者を導入してもうまくいくと判断されたのでしょうか、そちらの説明が一切ないので不安です。</p>	<p>指定管理者制度の導入については、近隣市の制度導入状況、当市における他部署における制度導入状況、中央館及び地区館の運営状況、指定管理者からの情報収集等を参考に、総合的に判断しています。</p>

指定管理者制度導入に対する不安について		
47	<p>現在でも東大和市職員の正規職員の率は50%を切っている。非正規化をすることで市職員の主体的な力量や経験の蓄積が図られるだろうか。市職員の力量の低下や経験の蓄積が望めないことは、ひいては市民サービスの低下という結果を招く。</p> <p>図書館でも窓口職員をはじめとする非正規化は積極的に進められている。窓口で直接市民とふれあい、市民の要望を図書館業務に反映させるべき職員が、身分保障もないまま一時的な仕事をすれば、図書館業務の劣化は避けられない。これは本の選別(購入・廃棄)業務、レファレンス業務でも同様である。</p>	<p>市立図書館におきましても、会計年度任用職員を多数採用しており、出勤日数が、曜日や各人によって異なるため、単純には正規職員の比率を出すことはできませんが、50%程度になると思われます。そして、会計年度任用職員は1年間の年度契約となりますので、直営であっても厳しい条件であると考えています。</p> <p>社会経済状況等も年々変化しており、市民等の要望に応えながら現状の運営方法等をすべて維持することも難しい場合がありますので、サービスの低下を招かないよう業務等の改善を随時行っていきたいと考えています。</p>
48	<p>中央図書館や小中学校との連携がどうなるのか心配です。専門性が失われ、ただ長い時間開館しているだけの図書館になってしまわないのでしょうか。</p>	<p>学校等との連携は、これまでどおり継続していきたいと考えています。</p> <p>行事等の内容にもよりますが、場合により中央館の担当者が対応することもあると考えています。</p>
49	<p>「開館時間の延長」のために直営を維持しながら工夫をかさねて開館時間の延長を実施している自治体はたくさんあります。むしろ指定管理者制度導入による弊害の方が心配されます。</p>	<p>当市においても、これまで中央館や桜が丘図書館の開館日等の拡大を行ってきています。</p> <p>様々なご意見があることは承知していますが、開館日等のサービス拡大を図るとともに社会状況等の変化に対応するため、指定管理者制度の導入を検討してきた結果として今回の見直し案を提示しました。</p>
50	<p>令和2年2月20日の教育委員会で図書館長は、中央館は直営で、地区館は指定管理者制度を導入した事例では、少なくとも都内においては直営に戻した事例は確認できていない。」旨の発言をしたが、全国をみれば「一体的な運営ができない」「迅速な意思決定や対応面での非効率」等の理由で指定管理者制度から直営に戻した自治体が複数あります。アンケートでも指定管理者導入への反対や疑問を感じている意見が相当数あったという中で、開館日・開館時間を増やすために指定管理者制度を導</p>	<p>全国的に見ても、中央館は直営で、地区館のみ指定管理者制度を導入している自治体が地区館を直営に戻した事例は、ほとんどないものと認識しています。</p> <p>また、中央館を含め直営に戻した事例については、電話でのヒアリングになりますが、理由は市町村合併に起因するものや、対象施設の変更・建替え・移転等に伴うものが多く、地域の実情等の変化によるもので、一概に指定管理者に問題があるとは思えないケースがほとんどでした。</p> <p>また、各館ともに地域性が異なり情報量も少なく、中央館を含む内容のた</p>

	<p>入するという重大な変更をするのであれば、直営に戻した自治体の事例についてもきちんと検証していただきたいと思えます。目先の効果にばかり目を向けるのではなく、問題点もきちんと把握し理解した上で、将来に悔いを残さないような判断と対応をして下さるようお願いします。</p>	<p>め、当市との比較検証は非常に困難で、近隣市における導入事例での比較検証が有効であると考えています。</p>
51	<p>中央図書館で最終的な選書と除籍、そして難度の高いレファレンスもしなければならぬとなれば、慢性的な欠員状態だと聞いていますが、中央図書館の負担増への対策は何かお考えなのでしょうか。</p> <p>(同様の趣旨の意見 他1件)</p>	<p>現状の両地区館の運営は、中央館から正規職員1人及び複数の図書館業務員を毎週交代で応援派遣して成り立っています。</p> <p>応援職員は、自身の本来業務に加えて地区館の業務も把握する必要があり、応援に行く時間的な面以外にも負担がかかっています。</p> <p>指定管理者制度を導入することで応援派遣が必要なくなり、中央館の職員は、自身の本来業務に集中できるようになるので、中央館の業務を再編することにより、中央館のサービス水準の向上につながるものと考えています。</p>
52	<p>民間に委託すれば消費税分のコスト増にもなり、他の経費を圧縮しようとする人件費削減、サービス低下の原因にもなる。経費面(経営面)から見ても良質のサービスを維持しようとする限り、無理がある。</p>	<p>消費税については必要経費となりますが、委託事業全体に関わるものですので、図書館事業だけの問題ではないと認識しています。</p> <p>また、サービスの低下への影響については、一概に市の正規職員であるか指定管理者の職員であるかによって優劣が判断されるものではないと考えています。</p>
<p>個人情報の保護について</p>		
53	<p>図書館利用者の個人情報は守られるのか。</p> <p>利用者の貸し出し状況は個人の思想信条の内容に直結する。警察などの捜査機関からの情報提供要請に対し、東大和市は令状主義をとっているとはいいいがたい。</p> <p>そこが徹底させなければ、市民の側も安心して貸し出しやレファレンスに望めない。現状でも問題があるが、民間委託になることによってさらに損なわれる恐れがある。</p>	<p>個人情報の保護については、市の個人情報保護条例及び同施行規則が適用され、契約書、協定書等へ個人情報の保護に関し必要な事項を明記することで考えています。</p> <p>また、指定管理者にはプライバシーマークの取得を求め、個人情報の保護を図ります。</p> <p>なお、警察等からの情報提供要請については、今後も市の事例や日本図書館協会の教示等を参考に対応していきます。</p>

	<p>セキュリティーに民間と公共という差はないという論もあるが、利潤をその目的とする私企業と、公共サービスを直接市民に提供するという立場の自治体労働とはおのずと異なってくる。その意味からも指定管理者制度導入には反対せざるを得ない。</p>	
<p>経費について</p>		
54	<p>指定管理者制度の導入が経費の抑制になるのでしょうか。祝日や夜間開館を増やすことにより、逆に光熱水費などの経費が増えるのではないですか。</p>	<p>今回の見直しは、小規模の地区館の運営費をベースにサービスの拡大を図ることから経費の抑制という視点ではなく、開館日及び開館時間の拡大が最大の目的になります。</p> <p>光熱水費については、直営、指定管理者による運営に限らず必要な経費ですので、やむを得ない経費として別に考えています。</p>
55	<p>「指定管理者制度の導入に伴う経費については、「目安として」という言葉を入れて、現在の経費を上回る場合の言い逃れをしようとしているのは、誠実でない。(最初は安く引き受けて、2回日以降には、指定管理の委託料を引き上げている例はたくさんある。)</p>	<p>指定管理者制度導入年度及びそれ以降の年度における事業内容等に基づいた経費について、現体制で実施する場合の予算額を債務負担5年として総額を割り返し目安の額とします。</p> <p>また、指定期間終了後の更新については、事業内容や雇用条件等に変更がある場合には、その変更内容等を加味して改めて設定していく必要があります。</p>
<p>市民等からの要望について</p>		
56	<p>どれくらいの人数の方から、どれくらいの強い要望があったのでしょうか。</p>	<p>平成19年1月に清原図書館が開館した以降、ご要望にお応えし実施してきた開館日等の拡大は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月 中央館の夜間開館（午後7時まで）を週2日から週3日に拡大 ・平成21年7月 中央館の月曜日の開館時間を午後1時から午前10時に変更

		<p>・平成24年4月 桜が丘図書館の月曜開館開始</p> <p>また、これ以降の書面による要望等の件数は以下のとおりです。なお、電話や窓口での要望等は含めていません。</p> <p>平成23年度 7件 平成24年度 3件 平成25年度 3件</p> <p>※厚生文教委員会所管事務調査報告 「東大和市立図書館事業の活性化について」</p> <p>平成26年度 8件 うち団体1件 平成27年度 7件 うち団体1件 平成28年度 4件 うち団体1件</p> <p>※12月利用者アンケートの自由記入欄へ記入者 151人</p> <p>平成29年度 3件 うち団体1件 平成30年度 3件 うち団体1件 平成31年度 2件</p> <p>※平成28年10月以降のご要望等に対する回答では、サービス拡大を検討中である旨を回答してきています。</p>
57	「開館日及び開館時間については、かねてから拡大の要望が市民等から寄せられており」と書かれているが、市民以外のどのような方々が要望していたのか、教えて頂きたい。	匿名のご要望もありますが、在勤、在学、相互利用市の住民、法人格を持たない団体などが市民以外となります。
ボランティアへの対応について		
58	代替わりした指定管理者から一方的にボランティアが排除され、初代の指定管理者と築いてきた良好な関係が崩れてしまったという話を、実際にボランティアをしていた方から聞いたことがあります。図書館でも同様のことが起きる可能性がないと	ボランティアの方との協力関係については、市としましてもこれまで同様のお付き合いをお願いしたいと考えており、指定管理者にも地域との協力について求めていきます。 また、行事等の具体的な内容については、中央館も関わりを持ちながら実

	<p>は言いきれません。市民、指定管理者、図書館の関係はどう位置づけられるのかを明確にして、これまでのような協力関係が維持できるようにしていただきたい。</p>	<p>施していきたいと考えています。</p> <p>なお、市民、指定管理者、及び市の関係については、市民については図書館サービス及び市民協働の対象者となり、指定管理者は、市の公の施設の運営等を民間の創意工夫を活用して行政の効率化等を行うための連携の相手方という関係になります。また、指定管理者については、市との協定等に基づいての事業運営となるため、これまでのようなボランティアとの協力関係は維持できるものと考えています。</p>
59	<p>私は、長い間子どもの読書について子ども文庫を通して関わってきました。そんな中で、“子どもにとって読書とは？”と何度も悩んだことでしょう。そんなとき市立図書館は大きなよりどころでした。資料を提供してくれ共に考えささえてくれたのです。</p> <p>私は、市立図書館を委託にしないでほしいと願っています。市立図書館は市民の心をささえてくれるところです。</p> <p>人は、一生学びつづけて生きていくのだと思います。何度も挫折をくりかえしながら。生涯学習とでもいいでしょうか。そんなとき読書は、本は、生きていく力をくれます。市立図書館にはそんな市民をささえる役割があると思ひ直営を望むものです。</p>	<p>図書館の運営は、これまで多くのボランティアの方の活動等によって支えられてきました。この関係は今後もこれまで同様に継続していきたいと考えています。</p> <p>引き続き、ご協力をお願いします。</p>
60	<p>東大和市立図書館は、開館後36年かけて優れた活動を築き上げてきました。</p> <p>特に児童サービスは、他市に劣らない中身の濃いサービスを届けてきました。</p> <p>優れた選書、中央館、地区図書館のおはなし会、毎年の学校へのおはなし会とブックトークと、本の貸出しサービス。</p> <p>これらを少数の司書資格をお持ちの職員が、嘱託員と市民の語り手と力を合わせて長年実施してきました。</p> <p>児童サービスの根幹となる絵本の講習会やおはなしの勉強会は、中央図書館で実施され、勉強会を続けてきた市民（語り手）</p>	<p>図書館の運営は、これまで多くのボランティアの方の活動等によって支えられてきました。この関係は今後もこれまで同様に継続していきたいと考えています。</p> <p>引き続き、ご協力をお願いします。</p>

	<p>が、各地区館のおはなし会の支援を担ってきました。</p> <p>そんな中で、職員、語り手、聞き手の子どもとの絆がつくられていったのです。これらの絆がきられて一番不幸なのは子ども達ではないでしょうか。</p> <p>指定管理者になると、中央館、地区館が切り離され、今まで述べてきた有機的な関係が壊れてしまうのです。大きな大きな損失です。</p>	
パブリックコメントについて		
61	<p>パブコメに対する行政からの回答に、市民からの再質問や反論の機会を設けていただきたい。また、市民や市民団体との直接の対話の機会を設定されることを要求したい。</p>	<p>今回の案件に関するパブリックコメント等を再度実施する考えはありません。また、市民団体の方から、これまで2回対話の機会をいただき、お話を伺いました。今後の対話等の機会については、現状では予定はありません。</p>
62	<p>今からでも市民の声を聞くべきだと思います。</p>	<p>今回のパブリックコメントにより、30人の方からご意見をいただきました。そのほとんどの方から、指定管理者制度導入に対するご意見をいただいています。指定管理者制度を導入したことによる見直しの内容のほか、経費の考え方、選書やレファレンスと言った重要事項についての対応方法等についてもお示ししましたので、それらに対するご意見もいただいています。</p>
63	<p>今回のパブリックコメントは、指定管理者制度を含む条例改正についての意見募集である。条例改正の中心になる指定管理者導入については、すでに行政としての意思決定は進められていることを述べて、その実施に必要な条例規則の改正の手続きについて意見を求めている。</p> <p>本来パブリックコメントの役割は、住民自治の精神から、市民に大きな影響を与える施策について市民に意見を求め、その意見を基に判断（意思決定）するためにある。だから、多くの指定管理者を導入する時のパブリックコメントは、指定管理者の導入の是非について意見を求めるものになっている。ところが、市は指定管理者導入という根幹部分は市が決定して進めて</p>	<p>検討手法については、各自治体の考え方や方法等により進められているものと認識しています。</p> <p>当市の場合、見直し内容を実現する方法として、直営と指定管理者制度の導入について、並行して具体的な検討を行ってきたため、実態として結論が絞られる形になりました。</p> <p>そして、指定管理者制度の導入についての議論では、制度論だけではなく、経費やサービス等の具体的な考え方も示す必要があると考え、条例の一部改正案の骨子という形で市民等から意見を伺うことにしました。</p>

	<p>いるとし、それに基づく条例改正という事務的手続き部分について市民意見を求めている。図書館サービスに大きな変化を及ぼす部分は行政が市民の意見を聞かずに決め、軽易なものについては市民の意見を聞いて決める、ということである。当然のことだが、このようなパブリックコメントのやり方を聞くことはない。市民を軽視したやり方で行っていると考える。</p> <p>(同様の趣旨の意見 他2件)</p>	
<p>選書・除籍・レファレンスについて</p>		
64	<p>選書は、日々利用者に接して読書傾向を把握している方、貸し出しや棚を管理している方にしていきたいです。</p> <p>中央図書館の方は、桜が丘の利用者や清原にどんなシリーズがあり、どんな作者が借りられているか、きちんと把握することはできません。</p> <p>選書のたびに一冊一冊、データを開いて確認しながら発注することなどできないと思います。</p>	<p>現在、図書館では、ご指摘のような選書ができるよう努めているところですが、地区館に指定管理者制度を導入したとしても、可能な限り地区館の利用状況等を把握した選書ができるよう努めていきたいと考えています。</p>
65	<p>選書について役割分担表の選書についての記述は、新刊書の購入手順を指すものと思われますが、現在は3館が合議で行っている業務を、地区館はリスト提出のみ、調整の裁量は中央図書館のみが持つとなると、地区館の利用者の要望の反映が担保されなくなる恐れがあります。</p> <p>さらに、選書には新刊書購入だけでなく、リクエストのあった未所蔵本について新規に購入して提供するのか、他館から借用して提供するのか、汚破損本の買い替えの要不要の判断、寄贈本の受け入れについて等々、様々なケースが想定されますが、それらの決定も全て中央図書館の指示待ちとなると、時間的にも事務的にも相当な負担が生じるうえ、むしろ市民サービスの低下につながりかねません。</p> <p>また、それらの書籍に関しての一次選定を指定管理者がする場合にも、東大和市全体の調整を考慮する必要があり、図書館にとって最も重要な役割の一つである「選書」を、中央館と地</p>	<p>地区館の利用者の要望の反映は、地区館に提出されたリクエストカードや一次選定の資料も参考にし、反映に努めていくこととなります。</p> <p>購入するか他館から借用するかなどの提供の方法については、リクエストを受けた資料にもよります。未所蔵資料を提供する場合には、しばらくお待ちいただく場合が現在でもありますので、提供に要する時間の比較については一概に申し上げられません。</p> <p>選書業務を含め、各図書館業務については別途業務マニュアルを作成し、中央館と地区館の連携を図っていきます。</p>

	区館（指定管理者）でスムーズに行えるようにするため、どのように文書化するのか明確に示すべきです。	
66	除籍の作業は、さまざまな要素を考慮して、蔵書の中から不要と思われる書籍を引き抜くことが肝要であり、新しく購入する以上に選書の力量が求められるうえ、市立図書館全体での意思統一が必須な作業です。中央館と地区館（指定管理者）との調整がどう行われるのか不明ななかで、「最終的な除籍はすべて中央館で行います」との簡単な記述だけでは済まされるものではありません。	除籍業務を含め、各図書館業務については別途業務マニュアルを作成し、中央館と地区館の連携を図っていきます。
67	レファレンスの難易度は簡単に区分けできるものではありません。中央館と地区館の協力体制で地区館の窓口でレファレンスを行なっている現在のサービスは、多くの市民の支持を受けており、地区館が指定管理者に移管されたとしても、この状況を維持すべきだと思います。 また、軽易なもの、難度の高いものとの役割分担の記述は、指定管理者にとってレファレンスを軽視する免罪符になってしまうものであり、資料と情報の提供という図書館サービスの本質が損なわれるのではないかと危惧します。 (同様の趣旨の意見 他2件)	ご指摘のとおり、レファレンスの難易度は簡単には表現できませんが、一般の方にイメージしていただくために「端末等で確認ができる程度の軽易なもの」としたものですのでご理解いただきたいと思います。 現状、中央館にはレファレンス担当者がいますが、地区館の職員は少人数のため、図書館業務を広く浅く担うこととなります。そのため、詳しい内容についてのお問い合わせは、これまでどおり中央館の担当者が対応したいと考えています。 また、図書館に勤務する職員は、利用者に図書館サービスを提供し喜んでいただくことを本分としており、指定管理者の職員におかれましても同様であると思いますので、指定管理者であることで「軽視」につながるとは考えていません。
68	一番大事なのは利用者の読書に関するいろいろな要望や本好きの感性をしっかりとらえてもらう専門的な知識と経験だと思います。利用者の希望する本の貸し出し事務をこなすだけではないと考えます。 例えば、調べたい本が中々見つからず、清原図書館の司書さんに相談したら、ぴったりの本を探し出し、提供してくれました。毎月の新刊書とともにテーマに基づいた本を多数展示してくださり、興味を沸かせてくれ、利用者の心をとらえる図書館運営は、指定管理者の社員では難しいのではと思います。	市の職員間でも経験年数の差はかなりあり、また業務内容も様々なため、一概に指定管理者の職員との比較は難しいと思います。 中央館の職員は、リクエスト担当、レファレンス担当、児童担当のように図書館業務を分担して事務処理をしています。しかし、地区館の職員は少人数のため、図書館業務を広く浅く担うこととなります。そのため、詳しい内容についてのお問い合わせは、中央館の担当者が対応したいと考えています。 また、企画展示については、指定管理者も比較的情報を持っており、得意としているという話も伺っています。

条例・規則の改正について		
69	<p>意見募集要項の3. 資料の概要「その他同運営規則から同条例に移行する事項について」の項目で、ここの部分はこの度のパブリックコメントの主要部分にもかかわらず、示された内容だけでは様子がよく分かりませんので、意見を述べることは難しいです。</p> <p>(同様の趣旨の意見 他1件)</p>	<p>条例の骨子の一つとして、図書館運営規則の条文の中から現状における市の条例規定の考え方に見合った事項について、規則から条例に移行し規定するものです。</p> <p>今後、条例化する場合には、規則の各条文をベースとして、条例の作成を進めていくこととなります。</p>
市職員について		
70	<p>民営化になった場合、図書館の非正規雇用職員が新しい職場に移れるとの保証もないし、移れたとしても同じ労働条件が守られる保証もない。</p> <p>市民サービスと、働く人たちの権利を取引させることは、結果的には本質的な市民サービスの低下につながる恐れがある。</p>	<p>図書館の会計年度任用職員については、お見込みのとおりですが、可能な限り当該職員に対しては情報提供等に努めていきます。</p> <p>また、働く人たちの権利と市民サービスの低下との関係については、一概には申し上げられないと考えます。</p>
71	<p>図書館業務に精通した職員の養成に努力すべきである。全部門一律単純に3年程度で配置転換の人事異動をするのは、適切とは言えず、人事に工夫をするべきである。専門的な業務は民間業者に丸投げする方が良いと考えるのは問題である。</p>	<p>本市では、これまで専門職としての司書採用はなく、一般職で運営してきており、社会状況等から今後も同様の採用形態が採られるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>人事異動については、一般職の枠組みの中で、全員他の部署を経験していますが、図書館としては、司書の配属を要望しています。</p>
その他要望等		
72	<p>中央図書館の直営体制がある前提で、地区図書館への指定管理者制度が可能と判断したことを明確にすべきである。</p> <p>今後の東大和市の図書館運営を考えていく上で重要と考える。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、「図書館条例の一部改正の骨子について」として実施していますが、その中で、指定管理者制度導入における地区館(指定管理者)と中央館の役割分担について、図書館業務の主要な部分である選書、除籍、レファレンスの各業務についての対応方法も明示しています。</p> <p>現状において、条例、規則に中央館が直営であることを明示する考えはありませんが、業務マニュアル等を作成する中で、中央館と地区館の役割分担をより詳細に定めて行きますので、各図書館の機能等は明確になるものと考えています。</p>

73	<p>東大和の図書館では、自主学習スペースがありません。東大和市の学力向上のためにも、子供たちが本をたくさん読み、図書館で勉強をしたくなる環境が、一日も早く整っていくことを切に願っております。</p>	<p>自習スペースについては、中央館の会議室を小・中学校の長期休業期間等に試行として実施していますが、現在地区館にはそうしたスペースがなく、現在の中央館における試行を継続していきたいと考えています。</p>
74	<p>提出された意見書には重複した部分もあると思いますので、それらを精査したうえ、できるだけ全文を正確に公表していただきたいと思います。</p> <p>提出した意見についての回答は、他市でもよくあるように意見と回答を併記して公表いただければ幸いです。</p>	<p>提出されたご意見には重複した内容も多く、件数や文書量も多かったため、精査及び要約をさせていただきました。</p> <p>ただし、各提出者のご意見は必ず1件は市の考え方の欄に盛り込み、記述内容についても極力元の文章の表現としています。</p>